

各位

平成 29 年 2 月 16 日  
放射線取扱主任者  
波戸 芳仁

### デジタル加速器の機構内検査について

デジタル加速器に係る放射線使用施設の変更申請について、平成 28 年 11 月 30 日付で原子力規制委員会より承認されました。放射線取扱主任者による機構内検査を平成 29 年 1 月 25 日、2 月 16 日に渡り実施し、デジタル加速器の発生装置に係わる扉、非常停止、自動運転表示、放射線モニター等の安全管理設備と遮へい、区画、標識、表示を確認しました。平成 29 年 2 月 16 日より、下記変更による運用が開始されますのでお知らせします。

1. 加速粒子の種類をアルゴンイオンから炭素イオンに変更
2. 最大エネルギーを 100keV/核子に変更
3. デジタル加速器リング部からの取り出しを行わない。取り出し電磁石が OFF の状態での運転を条件とするためのインターロックの変更

---

配布先  
機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室  
(素核研) 所長、副所長、事務室  
(加速器) 施設長、各主幹、事務室  
(物構研) 所長、副所長、事務室  
(共通) 施設長、各センター長、事務室、TNS  
(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、  
管理室員